

○農林水産省告示第百八十二号

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)別表二の付表第三に基づき、平成五年一月二十七日農林水産省告示八十一号(オランダ王国産トマト及びビーマンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件)の一部を次のように改正し、平成九年四月一日から施行する。

平成九年三月十二日

農林水産大臣 藤本 孝雄

四の(一)中「有害動物及び有害植物」を「検疫有害動物」に改め、同(二)を削る。

六を削り、五を六とし、四の次に次のように加える。

五 植物防疫官による確認

二の発生調査及び四の(一)の検査が的確に実施されたことが植物防疫官により確認されること。

七 表示

二の発生調査の結果の確認並びに四の(一)の検査が行われた生果実の各小包又は束ねた小包に、輸出植物検査が終了している旨及び仕向地が日本である旨の表示がなされていること。

○農林水産省告示第百八十三号

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)別表二の付表第十七に基づき、平成五年一月二十七日農林水産省告示第八十二号(タイ王国産ナンカンワン種、ナンドクマイ種、ビムセンドン種及びラッド種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件)の一部を次のように改正し、平成九年四月一日から施行する。

平成九年三月十二日

農林水産大臣 藤本 孝雄

三の(一)中「有害動物及び有害植物」を「検疫有害動物」に改め、同(二)の(ア)中「ミカンコミバエ」を「ミカンコミバエ種群」に改め、同(三)及び(四)を削る。

七中「そのこん包の三面以上に」を「そのこん包には、」に改め、七を九とし、六を七とし、七の次に次のように加える。

八 航空機手荷物として輸入される場合にあつては、三の(一)の植物検査証明書又はその写しが生果実が輸入される場所所在する植物防疫所(支所及び出張所を含む)へあらかじめ送

付されており、かつ、当該証明書の内容の一部に記載した植物検査証明書がそのこん包の表面に貼付されているものであること。

五の(二)中「各こん包」の下に「又は束ねたこん包」を加え、五を六とし、四の次に次のように加える。

五 植物防疫官による確認

三の(一)の検査及び四の消毒が的確に実施されたことが植物防疫官により確認されること。

○農林水産省告示第百八十四号

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)別表二の付表第十二に基づき、平成六年四月二十二日農林水産省告示第七百三十四号(フィリピン共和国産ソノ種ババイヤ生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件)の一部を次のように改正し、平成九年四月一日から施行する。

平成九年三月十二日

農林水産大臣 藤本 孝雄

三の(一)中「有害動物及び有害植物」を「検疫有害動物」に改め、同(二)の(ア)中「ミカンコミバエ」を「ミカンコミバエ種群」に改め、同(三)を削る。

六を削る。

五の(二)中「各こん包」の下に「又は束ねたこん包」を加え、五を六とし、四の次に次のように加える。

五 植物防疫官による確認

三の(一)の検査及び四の消毒が的確に実施されたことが植物防疫官により確認されること。

七 表示

三の(一)の検査及び四の消毒が行われた各生果実には輸出植物検査が終了している旨の表示がなされており、かつ、そのこん包には仕向地が日本である旨の表示がなされていること。

○農林水産省告示第百八十五号

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)別表二の付表第十四に基づき、平成六年四月二十二日農林水産省告示第七百三十五号(中華人民共和国産れいし生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件)の一部を次のように改正し、平成九年四月一日から施行する。

平成九年三月十二日

農林水産大臣 藤本 孝雄

三の(一)中「有害動物及び有害植物」を「検疫有害動物」に改め、同(二)の(ア)中「ミカンコミバエ」を「ミカンコミバエ種群」に改め、同(三)を削る。

六を削る。

五の(一)及び(二)中「ミカンコミバエ」を「ミカンコミバエ種群」に改め、同(三)中「各こん包」の下に「又は束ねたこん包」を加え、五を六とし、四の次に次のように加える。

五 植物防疫官による確認

三の(一)の検査及び四の消毒が的確に実施されたことが植物防疫官により確認されること。

○農林水産省告示第百八十六号

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)別表二の付表第二に基づき、平成六年十月二十五日農林水産省告示第四百四十七号(オーストラリア連邦産ケンジントン種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件)の一部を次のように改正し、平成九年四月一日から施行する。

平成九年三月十二日

農林水産大臣 藤本 孝雄

三の(一)中「有害動物及び有害植物」を「検疫有害動物」に改め、同(二)及び(三)を削る。

七を削り、六を七とし、五を六とし、四の次に次のように加える。

五 植物防疫官による確認

三の(一)の検査及び四の消毒が的確に実施されたことが植物防疫官により確認されること。

七の次に次のように加える。

八 航空機手荷物として輸入される場合にあつては、三の(一)の植物検査証明書又はその写しが生果実が輸入される場所所在する植物防疫所(支所及び出張所を含む)へあらかじめ送付されており、かつ、当該証明書の内容の一部に記載した植物検査証明書がそのこん包の表面に貼付されているものであること。

九 表示

三の(一)の検査及び四の消毒が行われた各生果実には、輸出植物検査が終了している旨の表示がなされており、かつ、そのこん包には仕向地が日本である旨の表示がなされていること。

○農林水産省告示第百八十七号

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)別表二の付表第九に基づき、平成八年二月五日農林水産省告示第四百一十一号(チリ共和国産生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件)の一部を次のように改正し、平成九年四月一日から施行する。

平成九年三月十二日

農林水産大臣 藤本 孝雄

五の(一)中「有害動物及び有害植物」を「検疫有害動物」に改め、同(二)を削る。

六の(二)中「各こん包」の下に「又は束ねたこん包」を加える。

十を削り、九を十とし、八を九とし、七の次に次のように加える。

八 植物防疫官による確認

一の(二)の場合にあつては、五の(一)の検査及び七の消毒が的確に実施されたことが植物防疫官により確認されること。

十の次に次のように加える。

十一 表示

一の(一)の場合にあつては五の(一)の検査が行われた生果実の各こん包又は束ねたこん包に、一の(二)の場合にあつては五の(一)の検査及び七の消毒が行われた生果実の各こん包又は束ねたこん包に、輸出植物検査が終了している旨及び仕向地が日本である旨の表示がなされていること。

○農林水産省告示第百八十八号

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)別表二の付表第二十九に基づき、平成八年二月五日農林水産省告示第四百二十二号(中華人民共和国産いねわら畳床に係る農林水産大臣が定める基準を定める件)の一部を次のように改正し、平成九年四月一日から施行する。

平成九年三月十二日

農林水産大臣 藤本 孝雄

三の(一)中「有害動物及び有害植物」を「検疫有害動物」に改め、同(二)を削る。

七を削り、六を七とし、五を六とし、四の次に次のように加える。

五 植物防疫官による確認

三の(一)の検査及び四の消毒が的確に実施されたことが植物防疫官により確認されること。

七の次に次のように加える。

八 表示

三の(一)の検査及び四の消毒が行われたいねわら畳床には、輸出植物検査が終了している旨及び仕向地が日本である旨の表示がなされていること。